在宅

論点①－1　配置基準の弾力化

対応案

（通所介護）

■ 通所介護について、ICTを活用した情報共有や、同一法人内・近隣の事業所等の看護職員との連携により、看護職員が利用者の状態に応じて健康状態の確認を適時適切に対応できる体制を確保することを前提として、看護職員の配置基準を弾力化することを検討してはどうか。具体的には、現行制度上認められている病院、診療所、訪問看護ステーションに限らず、地域における他のサービス事業所等の看護職員との連携により、営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行うことや、看護職員が駆けつけられる体制を確保するなどを前提に、看護職員を確保することを可能としてはどうか。

（訪問介護・通所介護）

■ 訪問介護と通所介護等の複数のサービスを連携して提供する場合において、利用者が限定的であり、かつ、同一の利用者が複数のサービスを共通して利用するなど、サービス間で利用者の状況を適切に把握できる場合には、訪問介護のサービス提供責任者、通所介護の生活相談員の配置基準を弾力化することを検討してはどうか。具体的には、適切な連携体制を確保することを前提として、訪問介護事業所のサービス提供責任者と通所介護事業所の生活相談員がサービス間で兼務できる特例を設けることとしてはどうか。

（居宅介護支援）

■ 居宅介護支援について、利用者に対する適切なケアマネジメントやサービスの質を確保することを前提として、管理者の配置要件を弾力化することを検討してはどうか。具体的には、ICTの活用や他事業所との連携等により必要なケアマネジメント機能を確保できる場合には、常勤要件を維持しつつ、専従要件を緩和し、他の居宅介護支援事業所の管理者等との兼務を可能とすることとしてはどうか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.50 より抜粋

在宅

論点①－1　配置基準の弾力化

論点①－1

（通所介護）

■ 通所介護においては、事業所における看護職員の確保に加え、病院、診療所又は訪問看護ステーションとの連携による確保も可能とされているが、中山間地域等では、連携先を含め、看護職員を確保することが困難な場合や、複数の介護サービスを連携して提供する場合であっても、現行の人員配置基準上、サービスごとに管理者や専門職の配置が必要となることがあることから、必要な人員配置が確保できず、サービス提供に支障が生じる場合がある。

■ 一方、利用者が限定的であり、かつ、同一の利用者が複数のサービスを共通して利用する場合等には、サービス間で利用者の状況を把握しやすく、一体的な管理や支援を行うことが可能と考えられる。

■ これらを踏まえ、利用者の安全及びサービスの質を確保しつつ、ICTの活用や事業所間・サービス間の連携等を図ることにより、必要な管理・専門的機能を確保することを前提として、訪問介護、訪問入浴介護及び通所介護等における配置基準の弾力化について、どのようなことが考えられるか。

（居宅介護支援）

■ 居宅介護支援においては、ケアマネジャーが利用者ごとのケアプランの作成や、継続的なモニタリング等を行うこととされているが、中山間地域等では、ケアマネジャーの確保が困難であることに加え、利用者数が限られる中で小規模な事業所が広範囲に点在している場合も多く、人員配置基準を満たすために必要な人材を確保できず、事業所運営やサービス提供の継続に支障が生じるとの声がある。

■ 一方、利用者数や地域資源が限定的な地域においては、関係機関や他のサービス事業者が利用者の状況を把握しやすい環境にあり、ICTの活用等により、必要なケアマネジメント機能を確保しながら、一体的な運営を行うことも可能と考えられる。

■ こうした状況を踏まえ、利用者に対する適切なケアマネジメント及びサービスの質の確保を前提として、居宅介護支援・介護予防支援における人員配置基準の弾力化について、どのような方策が考えられるか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.48 より抜粋

在宅

多機能化を進める上での課題（通所介護）

○訪問介護と通所介護の多機能化を進める上での課題として、「通所介護の人員配置基準を満たしながら訪問業務に職員を振り向けることが難しい」が最多で、次いで「管理者・生活相談員・機能訓練指導員等の既存職員の負担増が懸念される」と回答した事業所が多い。

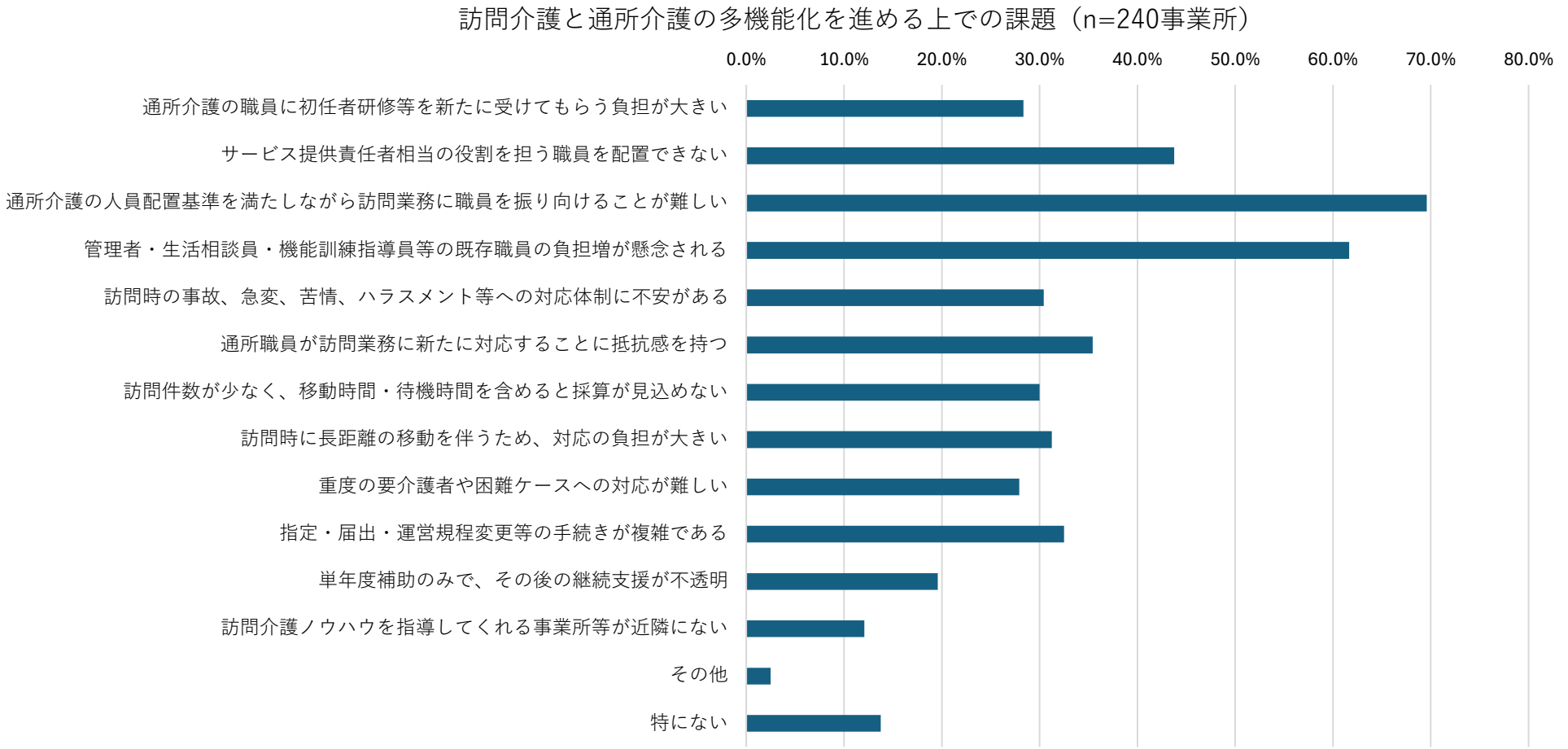

出典：令和８年度老人保健健康増進等事業「中山間・人口減少地域における訪問介護のサービス提供体制確保のあり方に関する調査研究事業」（浜銀総合研究所）速報値

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.42 より抜粋

在宅

多機能化を実施するに当たって重要と考える支援（通所介護）

○訪問介護と通所介護の多機能化を実施するにあたって重要と考える支援として、「管理者・サービス提供責任者・生活相談員の兼務要件緩和（0.5人単位配置を含む）」が最多で、次いで、「指定手続きの簡素化」であった。

通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）を実施するにあたり、重要と考える支援（n=240事業所）

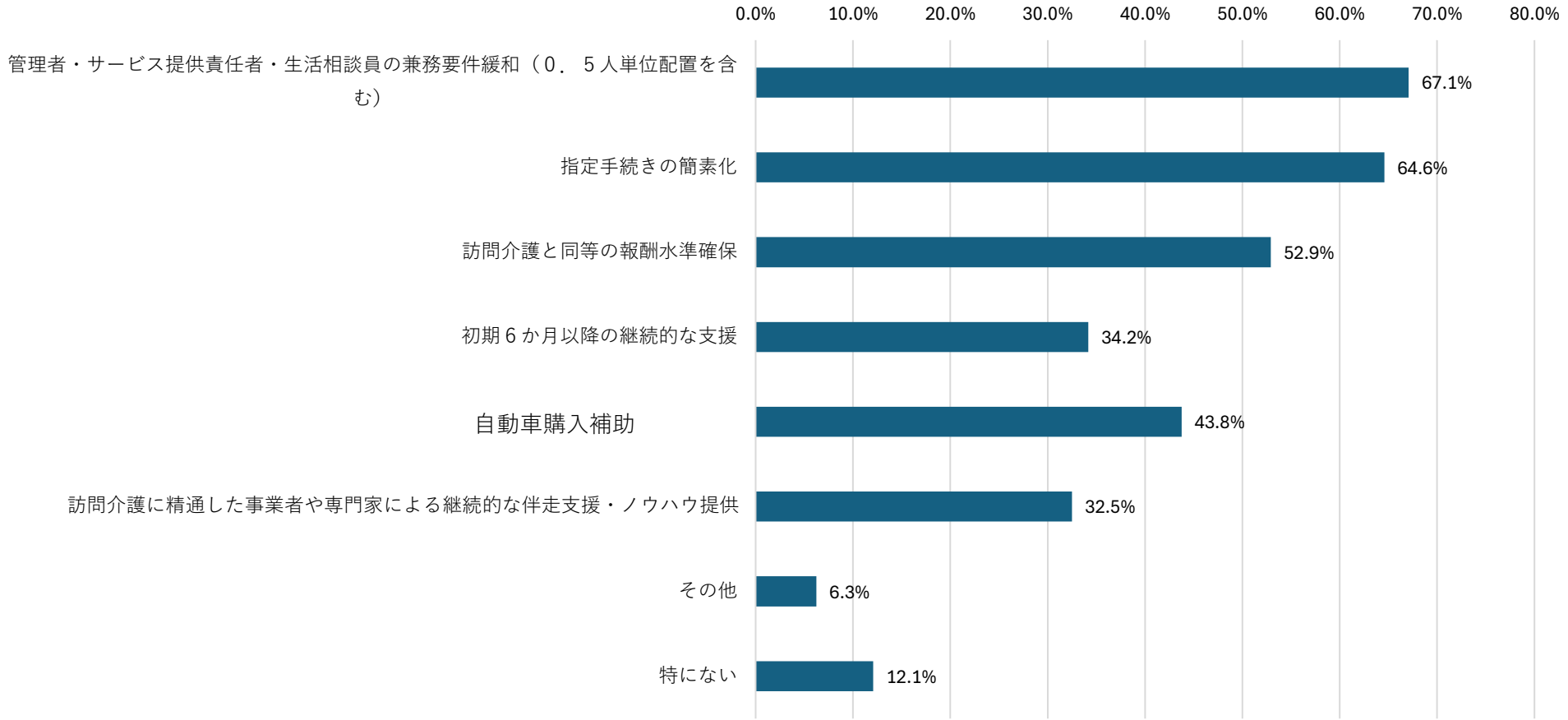

出典：令和８年度老人保健健康増進等事業「中山間・人口減少地域における訪問介護のサービス提供体制確保のあり方に関する調査研究事業」（浜銀総合研究所）速報値

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.43 より抜粋